

この細則は、定款に付随する規定の例として示すものであり、あくまで参考例の一つです。具体的な記載内容等は各法人の状況にあわせ、法令に反しない範囲で追加、削除、変更を行なっていただいても差し支えありません。

## 社会福祉法人〇〇会 評議員選任・解任委員会運営細則（例）

### （目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人〇〇会（以下「法人」という。）定款第6条第3項の規定に基づき、社会福祉法人〇〇会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### （委員の構成等）

第2条 委員会は監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名の委員で構成する。

2 前項の委員は、理事会において選任する。

3 外部委員には、次のいずれにも該当しない者を選任する。

- (1) 当該法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族
- (3) 当該法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の者に限る。）

### （委員の任期）

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかに第2条の規程に基づき、選任するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

### （委員の解任）

第4条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 委員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### （委員の報酬等）

第5条 委員の報酬は無報酬とする。

※報酬を支給する場合は次のとおりとしてください。

第5条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。

3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第6条 委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。

(招集通知)

第7条 理事長は、委員会の日の1週間前までに各委員に対して、委員会の日時、場所及び目的を示した招集内容を通知しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第8条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。ただし、外部委員は議長になることはできない。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から推薦された評議員の選任候補者について、次に掲げる事項のほか、当該者を評議員として適任と判断した理由の説明を受けた上で、評議員を選任する。

- (1) 経歴（他の社会福祉法人における兼職状況を含む。）
- (2) 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であると判断した理由
- (3) 評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことの確認結果

2 委員会は、評議員の選任候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、次に掲げる事項の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。(ただし、外部委員の○名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成することを要する。)

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、議長及び出席した委員が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した理事の氏名

(4) 委員会の議長の氏名

(5) 出席した委員の氏名

4 議事録は、委員会の日から10年間、事務所に備え置かなければならない。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。

3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。